

**名古屋市信用保証協会の保証付融資制度 ①**

名古屋市信用保証協会の信用保証をつけて、各取扱金融機関から融資を受ける制度です。なお、融資の際には信用保証協会と金融機関の金融上の審査があります。



SDGs推進の取組み（「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表含む）を行う中小企業は、経営強化支援資金（大口資金）の優遇利率の適用（0.1%割引）が受けられます

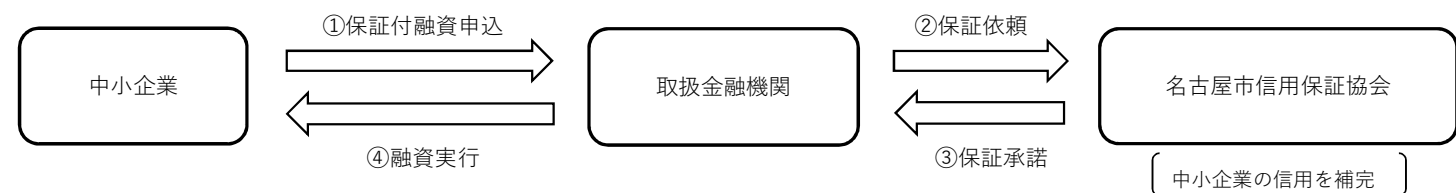
（令和6年2月1日現在）

	制度名		申込みのできるかた	融資条件									
				限度額	資金用途	融資期間 ※1	利率	責任共有制度 ※2	保証料率 ※3	担保・連帯保証人			
小規模企業向け の事業資金に	小規模 企業等 振興資金	通常資金	市内で事業を営む従業員数が50人（商業・サービス業30人）以下の会社・個人・企業組合・医療法人・NPO法人	5,000万円	設備 運転 設備	3年以内	年1.3%	名古屋市信用保証協会所定	対象	0.38~1.74%	(担保) 必要に応じて 設定		
		小口資金	市内で事業を営む従業員数が20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業5人）以下の会社・個人・企業組合・医療法人等で、国の定める小口零細企業保証の利用ができること			ただし 既存の信用保証協会の保証付 融資残高との合計で2,000万円 以内の新規保証に限る	5年以内					年1.4%	対象外
7年以内	年1.5%			3年以内	年1.1%		対象		0.40~1.83%				
10年以内	年1.6%	5年以内	年1.2%	ただし、SDGs推進 保証なごやをご利用 される場合 0.35~1.80%	(連帯保証人) 必要に応じて 徴求。ただし、 法人代表者以外 の連帯保証人は 原則徴求しない								
経営の強化を 図る前向き の資金に	経営強化 支援資金	大口資金	市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等			1億5,000万円	設備 運転		7年以内	年1.3%		※4	対象
				3年以内	年0.9%				対象外	0.79%			
				5年以内	年1.0%			0.99%					
				7年以内	年1.1%				(担保) 不要				
10年以内	年1.2%	7年以内	年1.0%	(連帯保証人) 必要に応じて 徴求。ただし、 法人代表者以外 の連帯保証人は 原則徴求しない									
創業や分社化 の資金に	新事業創出資金 ※7	市内で開業する会社または個人で、①~⑥のいずれかに該当すること ① 事業を営んでいない個人で、1か月以内に新たに開業すること ② 事業を営んでいない個人が、新たに開業してから5年未満であること ③ 事業を営んでいない個人で、2か月以内に新たに会社を設立すること ④ 事業を営んでいない個人が、会社を設立してから5年未満であること ⑤ 創業者である個人事業主が設立した会社であり、創業（事業開始）から5年未満であること ⑥ 会社が、新たに会社を設立（分社化）しようとするか、または、新たに設立（分社化）された会社で設立してから5年未満であること (①③の場合で特定創業支援等事業（※5）により支援を受けた方は6か月以内)	3,500万円	設備 運転	3年以内	年0.8%	※6	対象外	0.79%	(担保) 不要			
					5年以内	年0.9%							
	経営者保証を 不要とする場合	市内で開業する会社で、③~⑥のいずれかに該当すること（※8）	ただし経営者保証を不要とする 場合かつ税務申告1期末終了者 については、創業資金総額の 1/10以上の自己資金を有するこ と	設備	10年以内	年1.1%			0.99%	(担保) 不要 (連帯保証人) 不要			

【名古屋市信用保証協会の保証付融資制度（※1~8）】

- ※1 融資期間には、12か月以内の据置期間を含みます（新事業創出資金は一部例外があります。）
- ※2 責任共有制度とは、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業の皆様の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった適切な支援を行うこと等を目的として、全国の信用保証協会に平成19年10月から導入されたものです。（信用保証協会の保証割合は原則として80%です。）
- ※3 保証料は、原則として中小企業の皆様の経営状況に応じた保証料率となっており、一般保証の料率（0.45~1.90%等）より低い料率となっております。また、有担保保証割引など保証料率が異なる場合がありますので、詳しくは、名古屋市信用保証協会へお問い合わせください。
- ※4 SDGs推進にかかる取組み（「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表含む）を行う（名古屋市信用保証協会の『SDGs推進保証なごや』をご利用される）方、または名古屋市工業技術グランプリを受賞された方が経営強化支援資金（大口資金）を利用する場合は、融資利率（0.1%の引下げ）の優遇措置があります。
- ※5 特定創業支援等事業とは、創業者の経営・財務・人材育成・販路開拓の知識習得を目的として継続的に行う創業支援の取り組みです（名古屋市創業支援等事業計画に掲載のもの）。
- ※6 名古屋市スタートアップ企業支援補助金の事業認定等を受けた方が、新事業創出資金を利用する場合は、融資利率（0.1%の引下げ）の優遇措置があります。
- ※7 新事業創出資金は、名古屋市信用保証協会の「成長応援パック」の対象制度です。創業保証のご利用後、お客さまが無料で中小企業診断士等の専門家による経営診断を受けることができます。また、(株)日本政策金融公庫との協調融資の場合、「協調推進枠」でのご利用となります。
- ※8 融資実行を受けた後、会社を設立して原則3年目及び5年目に、中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受けることが必要です。

名古屋市信用保証協会の保証付融資制度【手続きの流れ】



【名古屋市環境保全・省エネルギー設備資金】

中小企業の方が環境保全対策を実施する際に必要な資金を融資できる制度もあります。公害防止や自動車対策の他、省エネルギー等による地球温暖化対策（高効率空調設備、LED照明の入れ替え、太陽光発電設備の設置等）にもご利用いただけます。主な融資条件は、原則として融資期間7年以内、利率1.3%（利子補給制度あり）です。取扱金融機関の判断により、名古屋市信用保証協会の保証を必要としない場合があります。詳しくは環境局地域環境対策部大気環境対策課（TEL052-972-2674）にお問合せください。

制度名	申込みのできるかた	融資条件					
		限度額	資金用途	融資期間 ※1	利率	責任共有制度 ※2	保証料率 ※3
経営の安定が必要な時に 必要な資金に 経営安定資金	市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、次の①、②のいずれかに該当すること ① 中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証）第1、2、3、4、6号のいずれかの認定を受けていること ② 中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証）第5、7、8号のいずれかの認定を受けていること	8,000万円 [ただし1~6号認定を受けている場合は1億円以内(令和6年3月31日まで)]	①設備 ②設備 ③設備	3年以内 5年以内 7年以内 10年以内 3年以内 5年以内 7年以内 10年以内	年1.1% 年1.2% 年1.3% 年1.4% 年1.2% 年1.3% 年1.4% 年1.5%	名古屋市信用保証協会所定 ①対象外 ① 0.79% ②対象 ② 0.67%	
	市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、次の①~④のいずれかに該当すること ① 最近3か月の月平均売上高または月平均売上総利益率もしくは月平均営業利益率が、前年同期または2年前同期に比べて3%以上減少していること(経済対策特別資金) ② COVID-19(新型コロナウイルス)の影響により、1か月間(令和2年1月以降に限る。)の売上高または売上総利益率もしくは営業利益率が、前年から5年前のいずれかの年の同月に比べて3%以上減少していること(経済対策特別資金) ③ コロナ禍において原油・原材料高の影響により、最近3か月の月平均売上高総利益率又は月平均売上高営業利益率が、前年から5年前のいずれかの同期間に比べて3%以上減少していること(経済対策特別資金(原油・原材料高関連)) ④ 中小企業活性化協議会等の支援を受け、再生計画の策定を完了していること(再生支援資金)	8,000万円 [ただし①~③の経済対策特別資金については1億円以内(令和6年3月31日まで)]	設備 設備	3年以内 5年以内 7年以内 10年以内	年1.2% 年1.3% 年1.4% 年1.5%	対象 [④は一部対象外有] ①②③ 0.38~1.74% [③は2分の1免除] ④ 0.40~1.83%	
	市内で事業を営んでいる会社・個人等で、次の①~⑥のいずれかに該当すること ただし、③、④に該当する場合は、中小企業経営承継円滑化法第12条第1項に基づく知事の認定を受けている中小企業者の代表者及び事業を営んでいない個人を含み、⑤、⑥に該当する場合は、法人のみを対象とする ① 事業承継前に、事業承継計画を策定し、計画の実行に取り組むこと ② 事業承継後に、事業承継を契機とした経営状況等の変化に対応するため、事業計画を策定し、計画の実行に取り組むこと ③ 中小企業経営承継円滑化法第12条第1項(第1号ニに該当する場合を除く。)に基づく知事の認定を受けていること ④ 愛知県事業承継ネットワークの構成機関等の支援を受けて、①~③の計画の実行に取り組むこと ⑤ 保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する法人、または、一定期間内に事業承継を実施した法人で、次のアからエの要件を全て満たすこと ア. 資産超過であること イ. EBITDA有利子負債倍率が15倍以内であること ウ. 法人・個人の分離がなされていること エ. 返済緩和している借入がないこと ⑥ 次のアからウの要件を全て満たす会社(金融商品取引所に上場されている株式または店頭売買有価証券登録簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。)であること ア. 中小企業経営承継円滑化法第12条第1項第1号ニの規定による知事の認定を受けていること イ. 法人・個人の分離がなされていること ウ. 返済緩和している借入がないこと	2億8,000万円	①~③ 設備 設備 ④~⑥ 設備 設備	3年以内 5年以内 7年以内 10年以内 3年以内 5年以内 7年以内 10年以内	年1.2% 年1.3% 年1.4% 年1.5% 年1.0% 年1.1% 年1.2% 年1.3%	対象 0.38~1.74% [ただし、⑤⑥で専門家による確認を受けた場合 0.20~1.15%]	(担保) 必要に応じて設定 (連帯保証人) 必要に応じて徴求。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない(事業承継支援資金⑤⑥に該当する場合は不要)
	市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、次の①~③のいずれかに該当しており、かつ経営行動に係る計画を策定していること ① セーフティネット保証第4号の認定を受けていること ② セーフティネット保証第5号の認定を受けていること ③ 次のいずれかに該当していること ア. 最近1か月の売上高が前年同月のものと比較して5%以上減少していること イ. 最近1か月の売上高総利益率又は売上高営業利益率が前年同月又は直近決算のものと比較して5%以上減少していること ウ. 直近決算の売上高総利益率又は売上高営業利益率が直近決算前期のものと比較して5%以上減少していること	1億円	設備 設備	3年以内 5年以内 7年以内 10年以内	年1.1% 年1.2% 年1.2% 年1.2% ※4	①対象外 ②③対象 [一部、対象外有]	①② 0.20% ③ 0.20~1.15%
経営改善 サポート 資金	市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、中小企業活性化協議会や経営サポート会議等の支援により作成した事業再生計画を実行すること	1億円	設備 設備	3年以内 5年以内 7年以内 10年以内 13年以内 15年以内	年1.1% 年1.2% 年1.3% 年1.4% 年1.5% 年1.6%	対象 [一部、対象外有]	0.20%

【名古屋市信用保証協会の保証付融資制度(※1~4)】

※1 融資期間には、12か月以内の据置期間を含みます(経営安定資金(ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策経営支援資金)及び経営安定資金(経営改善サポート資金)は60か月以内)。  
 ※2 責任共有制度とは、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業の皆様の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった適切な支援を行うこと等を目的として、全国の信用保証協会に平成19年10月から導入されたものです。(信用保証協会の保証割合は原則として80%です。)  
 ※3 保証料は、原則として中小企業の皆様の経営状況に応じた保証料率となっており、一般保証の料率(0.45~1.90%等)より低い料率となっております。また、有担保保証割引など保証料率が異なる場合がありますので、詳しくは、名古屋市信用保証協会へお問い合わせください。  
 ※4 取扱金融機関と本市が連携し、長期借入時の利率の引き下げを実施しています。

**（公財）名古屋市小規模事業金融公社  
取 扱 い の 融 資 制 度**

申込先：（公財）名古屋市小規模事業金融公社

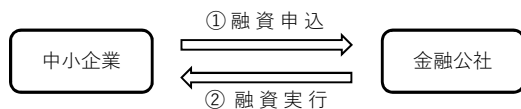
（公財）名古屋市小規模事業金融公社から直接融資を受ける制度です。  
信用保証料は必要ありません。  
なお、融資の際には（公財）名古屋市小規模事業金融公社による金融上の審査があります。

（令和6年2月1日現在）

	制度名	申込みのできるかた		融資条件				
				限度額	資金 使途	融資期間 うち据置期間 12か月以内	利率 ※1～3	担保・保証人
経営の活性化を図るための資金に	経営活性化資金 （通常資金）	6か月以上引き続き同一事業を営む市内の会社・個人・NPO法人	従業員数が50人（商業・サービス業30人）以下であること	2,000万円	設備 運転	3年以内 5年以内 7年以内 10年以内	年2.6% 年2.7% 年2.8% 年2.9%	（公財）名古屋市 小規模事業 金融公社所定  （担保） 原則不要  （連帯保証人） 原則必要（法人の 場合は、代表者の 他に必要）
			従業員数が20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業 5人）以下であること	1,000万円	設備 運転 設備	3年以内 5年以内 7年以内 10年以内	年2.3% 年2.4% 年2.5% 年2.6%	
創業や事業の 多角化・転換の 資金に	創業・事業展開 支援資金	（創業） 市内で新規開業するか、 または営業実績が6か月 未満の市内の会社・個人  （事業展開） 6か月以上引き続き同一 事業を営む市内の会社・ 個人	従業員数が50人（商業・サービス業30人）以下であること	2,000万円  〔必要総資金 の90%以内〕	設備 運転	3年以内 5年以内 7年以内	年2.6% 年2.7% 年2.8%	
			次の①、②のいずれかに該当し、従業員数が50人（商業・サービス業30人）以下であること ①現に事業を継続し、事業の多角化をするか、または事業の多角化後6か月未満であること ②新たな事業に転換するか、または事業転換後6か月未満であること			設備	10年以内	
ものづくり産業 向けの設備導入 の資金に	ものづくり設備 導入資金	6か月以上引き続き同一事業を営む市内の会社・個人・NPO法人	ものづくり産業（製造業等）に属する事業で、従業員数が100人（ものづくり産業に属するサービス業30人）以下であること	5,000万円	直接ものづくり産業 の用に供する機械・ 設備	3年以内 5年以内 7年以内 10年以内	年2.6% 年2.7% 年2.8% 年2.9%	
				2,000万円 〔対象設備 購入額の 1/2以内〕	直接ものづくり産業 の用に供する新品の 機械・設備	5年以内	無利子	

	制度名	申込みのできるかた		融資条件				
				限度額	資金 使途	融資期間 うち据置期間 12か月以内	利率	担保・保証人
不動産・有価証券 担保を活用した 事業資金に	経営活性化資金 （不動産等担保融資）	6か月以上引き続き同一事業を営む市内の会社・個人・NPO法人	従業員数が50人（商業・サービス業30人）以下であること	5,000万円	設備 運転	3年以内 5年以内 7年以内 10年以内	年1.6%又は2.1% 年1.7%又は2.2% 年1.8%又は2.3% 年1.9%又は2.4%	（担保） 必要  （連帯保証人） 原則、法人代表者 以外は不要
			従業員数が20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業 5人）以下であること	1,000万円	設備 運転 設備	15年以内 3年以内 5年以内 7年以内 10年以内	年2.1%又は2.6% 年1.3%又は1.8% 年1.4%又は1.9% 年1.5%又は2.0% 年1.6%又は2.1%	
保証機関の保証を 利用した資金に	経営活性化資金 （連携サポート資金）	6か月以上引き続き同一事業を営む市内の会社・個人・NPO法人 法人の場合は、年商5億円以内で、3期以上確定申告または事業報告等を行っていること。 個人の場合は、満20歳以上満75歳以下で、3期以上確定申告を行っていること。	従業員数が50人（商業・サービス業30人）以下であること	1,000万円	設備 運転	3年以内 5年以内	年6.1% 年6.2%	（担保） 不要  （連帯保証人） 原則、法人代表者 以外は不要  ※5
			従業員数が20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業 5人）以下であること			3年以内 5年以内	年5.8% 年5.9%	
小規模企業向けの 短期の小口資金に	成長応援資金	6か月以上引き続き同一事業を営む市内の会社・個人・NPO法人	従業員数が20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業 5人）以下で、民間金融機関からの借入れがなく、金融公社の伴走型支援を受けること	300万円	運転	3年以内	年1.3% ※4	（担保） 不要  （連帯保証人） 原則、法人代表者 以外は不要
日本政策金融公庫 と連携した資金に	連携推進枠	6か月以上引き続き同一事業を営む市内の会社・個人・NPO法人等 または市内で新規開業するか、開業6か月未満の市内の会社・個人・NPO法人等	従業員数が20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業 5人）以下で、日本政策金融公庫（国民生活事業部門）から借入ができること、または既に公庫からの借入があり、金融公社の伴走型支援を受けること	500万円 〔公庫からの 借入の同額以内〕	設備 運転 設備	3年以内 5年以内 7年以内 10年以内	年2.3% 年2.4% 年2.5% 年2.6%	

○ 商店街活性化促進資金については、（公財）名古屋市小規模事業金融公社にお問い合わせください。



【（公財）名古屋市小規模事業金融公社取扱いの融資制度（※1～5）】

- ※1 名古屋市工業技術グランプリを受賞された方が経営活性化資金を利用する場合は、融資利率（0.1%の引下げ）の優遇措置があります。
- ※2 名古屋市スタートアップ企業支援補助金の事業認定等を受けた方が、創業・事業展開支援資金を利用する場合は、融資利率（0.1%の引下げ）の優遇措置があります。
- ※3 担保の提供が可能な場合は、金融公社所定の割引利率を適用します。
- ※4 金融公社と本市が連携し、利率の引き下げを実施しています。
- ※5 保証機関の保証を必要とします。